(イ) 一般の住宅（(ロ)の認定住宅以外の住宅）の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
平成二六年一月～三月	二、〇〇〇万円	一・〇％	一〇年間
平成二六年四月～平成二九年一二月	四、〇〇〇万円	一・〇％	一〇年間

(ロ) 認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
平成二六年一月～三月	三、〇〇〇万円	一・〇％	一〇年間
平成二六年四月～平成二九年一二月	五、〇〇〇万円	一・〇％	一〇年間

(ハ) 住宅の取得等をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供した場合であって、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額（以下「新消費税額等相当額」という。）である場合以外の場合には、右記(イ)及び(ロ)にかかわらず、一般の住宅については、借入限度額二、〇〇〇万円、控除率一・〇パーセント、控除期間一〇年間とし、認定住宅については、借入限度額三、〇〇〇万円、控除率一・〇パーセント、控除期間一〇年間とする。

ロ 適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のものを加える。

ハ 住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した年に勤務先からの転任の命令等やむを得ない事由により転居した場合における再居住に係る特例について、その居住の用に供した年の一二月三一日までの間に再び居住の用に供した場合を特例の対象に加える。

ニ 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。

(2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の三の二関係）

イ 特定の増改築等をして平成二六年から平成二九年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（一、〇〇〇万円）のうち特定の増改築等に係る限度額（特定増改築等限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

居住年		特定増改築等限度額	控除率	控除期間
平成二六年一月～三月	その他の借入限度額	二〇〇万円	二・〇％	五年間
		八〇〇万円	一・〇％	
平成二六年四月～平成二九年一二月		二五〇万円	二・〇％	
		七五〇万円	一・〇％	

ロ 特定の増改築等をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供した場合であって、当該特定の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額等が新消費税額等相当額である場合以外の場合には、右記イにかかわらず、特定増改築等限度額（控除率二・〇パーセント）二〇〇万円、その他の借入限度額（控除率一・〇パーセント）八〇〇万円、控除期間五年間とする。

ハ 対象となる特定の増改築等は、特定の増改築等に係る費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が五〇万円（改正前三〇万円）を超える改修工事とする。

ニ 二以上の特定の増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置その他所要の措置を講ずる。

(3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の二関係）

イ 平成二六年から平成二九年までの間に住宅耐震改修をした場合の耐震改修工事限度額及び控除率を次のとおりとする。

工事完了年	耐震改修工事限度額	控除率
平成二六年一月～三月	二〇〇万円	一〇％
平成二六年四月～平成二九年一二月	二五〇万円	一〇％

ロ 平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に住宅耐震改修をした場合であって、耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、右記イにかかわらず、耐震改修工事限度額二〇〇万円、控除率一〇パーセントとする。

ハ 税額控除額の計算方法について、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）の一〇パーセントに相当する金額とする。

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで五年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の三関係）

イ 特定の改修工事をして平成二五年から平成二九年までの間に居住の用に供した場合の改修工事限度額及び控除率を次のとおりとする。

(イ) 一般断熱改修工事等の場合

居住年	改修工事限度額	控除率
平成二五年一月～平成二六年三月	二〇〇万円（三〇〇万円）	一〇％
平成二六年四月～平成二九年一二月	二五〇万円（三五〇万円）	一〇％

（注）カッコ内の金額は、断熱改修工事等と併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の改修工事限度額である。